

海事代理士とは？

海事代理士法 第1条

海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の作成をすることを業とする。

○書類提出先行政機関

別表第一（第一条関係）

- 一 国土交通省の機関
- 二 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所
- 三 都道府県の機関
- 四 市町村の機関

〒274-0813
船橋市南三咲1-34-1



金子行政書士事務所
金子海事事務所

行政書士 金子 秀之
海事代理士

電話・FAX 047-401-6880
携帯 090-8010-4272
メール kgo@hide-gyosei.com

○以下の法令に基づく申請、届出、登記、その他の手続をします。

別表第二（第一条関係）

- 一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）
- 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
- 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 四 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）
- 五 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）
- 六 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）
- 七 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）
- 八 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）
- 九 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）
- 十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）
- 十一 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）
- 十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
- 十三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（国際港湾施設に係る部分を除く。）
- 十四 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）
- 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。）
- 十六 前各号に掲げる法律に基づく命令

○具体的にどのような事をするのか？

1, 船舶法 関連

・総トン数20トン以上の船舶にかかる

- (1) 総トン数の測度の申請
- (2) 船舶の登記及び運輸局への登録
- (3) 船舶原簿の書き換え等の申請
- (4) 船舶国籍証書の検認等の申請

・総トン数20トン未満の船舶（小型船舶）にかかる

- (1) 日本小型船舶検査機構（JCI）への小型船舶の登録や所有者の各種変更申請、船検の申請や立会い代理
- (2) 船舶検査証書の書き換え等の申請

2, 船員法 関連

- (1) 船員手帳の交付申請
- (2) 船員の雇い入れ契約書の作成及び国土交通大臣への届出代理
- (3) 船員就業規則の作成及び国土交通大臣への届出代理（常時10人以上の船員を使用する場合は要必要）
- (4) 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難についての国土交通大臣への報告

3, 船員職業安定法 関連

- (1) 船員派遣事業の国土交通大臣への許可申請代理

4、船舶職員及び小型船舶操縦者法 関連

- (1) 小型船舶操縦免許証の交付申請や更新申請、書き換え申請等
- (2) 海技免状の交付申請や更新申請、書き換え申請等

5、海上運送法 関連

- (1) 定期航路事業（旅客定期、貨物定期）、不定期航路事業（旅客不定期等）の許可等申請代理
- (2) 船舶貸渡業、海運仲立業、海運代理店業の届出代理

6、貨物船事業

- ・ 内航海運業法、港湾運送事業法、海上運送法に基づく、登録又は届出申請代理

7、港湾運送事業法 関連

- ・ 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業等の国土交通大臣への許可申請代理

8、その他

- (1) 運輸安全マネジメントについてのコンサルティング
- (2) 安全管理規定等の各種規定の作成
- (3) 海運や海関連の事業、人にまつわるコンサルティング